



今年も6月となりました。梅雨の時季ですね。梅雨の季節は「初夏」とも呼ばれます。このような夏の始まりや梅雨を表す季語は他にもあるそうです。「新緑」や「若葉」は夏の始まりを指す季語として多く使われますし、旧暦の「朧月」は種や苗を植える月、「水無月」は水(雨)の豊富な月など梅雨にちなんだ意味を持つそうです。ちなみに、梅雨に吹く南風には黒南風(くろはえ)という呼び名があるそうです。

～フリーランス新法・給与か外注かの線引き～

少し前となりますが、2024年11月1日より、「フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス新法）」という法律が施行されました。この法律により、従来の法律では立場の弱かったフリーランスの権利が、ある程度法的に保護されることとなりました。

今回は、このフリーランス新法の紹介（本ページ）と、税務調査等で争点となるフリーランスは給与扱いか、外注扱いかという判定（裏面左側）を確認していきます。

＜フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス新法）＞

施行の目的…フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため①と②を図ることを目的としています。

➡ 業務委託契約を結ぶ個人事業主を差します。

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ② フリーランスの方の就業環境の整備

具体的には、A～Gの7つの要件に分かれています。

- A.取引条件の明示**…業務内容、報酬額、支払期日、発注日などを書面または電磁的記録で明示する。
- B.報酬支払期日の設定・支払**…物品等の受領日から60日以内のできる限り早い日に支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う。
- C.禁止行為の遵守**…受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直しを行わない。
- D.募集情報の的確表示**…フリーランスの募集に関する情報を広告等で掲載する際、虚偽表示や誤解を与える表示をせず、内容を正確かつ最新のものに保つ。
- E.育児・介護等との両立配慮**…フリーランスからの申出に応じ、育児や介護と業務の両立が可能となるよう必要な配慮を行う。
- F.ハラスメント対策の体制整備**…ハラスメント防止の方針の明確化・周知、迅速かつ適切な対応を行う
- G.中途解除等の事前予告・理由開示**…業務委託の中途解除や更新しない場合、原則30日前までに予告し、フリーランスからの理由開示請求に応じる。

上記の内、**A・B**は特に重要な項目で、新法施行前は、口約束や簡単なメール等の曖昧なやり取りだけで契約し、報酬がなかなか支払われないという事態が多発していました。

新法施行により、契約書の書面化が企業の法的義務となったことにより、フリーランスの方は契約書の発行を相手先に要求する事ができます。また、支払期日も60日以内に設定できるようになったことから、資金繰りのリスクを軽減でき、フリーランスの方の生活を保護する事が可能となりました。

※フリーランス新法に違反した場合

公正取引委員会等からの助言・指導・勧告→命令・公表→罰金の順に罰が重くなり、罰金の場合は50万円以下の罰金刑となる可能性があります。違反とならないように、契約書等の見直しを行いましょう。



＜フリーランスへの支払いは給与扱い？外注費扱い？＞

まず、外注費と給与の定義は以下となります。

外注費…請負契約またはこれに準ずる契約に基づく対価。

給与…雇用契約またはこれに準ずる契約に基づく対価。

これを見ると、請負契約書を作成していれば外注費となるかと思われますが、フリーランスに対する支払いが給与扱いか、外注費扱いかの判定は、契約内容だけでなく、**勤務実態などを総合的に勘案して判定する**とされています。税務上の具体的な判定基準は、以下となります。

① <外注先が自ら請負金額を計算しているか>

→発注先が日払いや時給で計算している場合は、給与とみなされる可能性があります。

② <発注者側の指揮監督を受けているか>

→発注者側から作業に対して細かな指示がある場合は、実態が給与扱いといえます。

③ <完成品が滅失した場合のリスクをどちらが負うか>

→請負契約である場合は、完成品の引き渡しが完了することで報酬を請求する事ができます。
完成品が事故等に滅失した場合でも、報酬を請求する場合は、給与扱いとなる可能性が高いです。

④ <材料等はどちらが用意するか>

→工具・用具などを自前で用意していれば、外注扱いとなり、発注先で用意していれば給与扱いと判断されます。

今月のいろいろ「掲示板」

＜労働保険料申告書と算定基礎届の提出＞

毎年恒例の夏の社会保険手続きとして、労働保険料申告書と算定基礎届の提出がございます。提出期限は7月10日となりますので、提出漏れにお気を付けください。

なお、労働保険料申告書の計算に使用される

雇用保険料率に関しましては、前年度よりも、

労働者負担・事業主負担ともに0.5/1000

のダウンとなりました（労働保険料率は変

更ございません）。



＜厚生労働省 令和7（2025）年度 雇用保険料率のご案内＞より抜粋

＜令和7年度の雇用保険料率＞

（赤字は変更部分）

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000	
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000	
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000	
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000	
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000	

（枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率）

今月のあなたの運勢

✿ 血液型編 ✿

A型

健康面での運に不安が見られます。ストレッチをすると健康に加え気持ちがリフレッシュして良いかもしれません。凸

B型

慣れない環境に身を置くことが多くなりそうですが、同時に大きなものを得るチャンスです。頑張りましょう！㊀

O型

運気の流れが良く、今がだめでも、次第に良くなったり、いい人はさらに良くなるかもしれません。☆

AB型

物事に真摯に向きあうことを意識してみましょう、肃々と努力を積み重ねることで徐々に運気が芽生えるでしょう。㊀



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

E-mail: ukz@uk-g.co.jp URL: <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。